

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	炉心スプレーB系（原子炉格納容器圧力抑制プール水）サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
2	2号機	復水脱塩装置脱塩塔出口導電率記録計の印字打点機構に動作不良（記録用紙へ印字されない）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	2号機	主タービン電気油圧式制御装置高圧油ポンプ（B）入口フィルタ（2）に詰まり状況表示「要洗浄」の表示が認められたため、対応検討	C	6月20日再審議にて グレード変更 D → C
4	2号機	主復水器（C）に「伸縮継手シール水レベル低」の警報発生が認められたため、対応検討	D	
5	2号機	廃棄物処理建屋地階ポンプエリア（除染廃液ポンプ付近）天井部より水の滴下（1滴／10分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	中央操作室原子炉給水・再循環流量制御盤に「マスターコントローラB異常」の警報発生が認められたため、当該制御盤を点検・修理	C	
7	3号機	主排気筒放射線モニタトリチウム回収装置サンプルポンプ（A）の流量低によるトリップが認められたため、当該回収装置を点検・修理	D	
8	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）ディーゼル機関冷却水出口温度スイッチ点検において、動作不良（チャタリング）が認められたため、当該温度スイッチを修理	D	
9	4号機	原子炉建屋換気空調系主排気ファン（A）予備機起動用タイマー点検において、動作不良が認められたため、当該タイマーを修理	D	
10	4号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（A）原子炉格納容器圧力抑制室移送配管ドレン弁点検において、水受けからの漏水（5リットル程度）が認められたため、当該箇所を清掃及び対応検討	C	
11	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）点検において、水室内（海水入口側）に腐食が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	残留熱除去系ポンプ（B）点検において、センタリング測定値に許容値外れが認められたため、対応検討	D	
13	4号機	残留熱除去系停止時冷却配管入口弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該部を交換	C	7月16日再審議にて グレード変更 D → C
14	5号機	タービン建屋地階スイッチギヤ室換気空調系移送排風機Vベルト点検において、軸受グリス注入部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
15	5号機	残留熱除去系配管継手等改造工事において、交換した配管継手のメーカーにおける素材の浸透探傷検査に使用した探傷剤の有効期限切れが認められたため、対応検討	C	
16	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）ケーシングドレン弁開度指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
17	5号機	計装用空気系圧縮機（B）の起動において、潤滑油圧力上昇不良（緩慢）が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
18	6号機	新燃料受入検査において、原子炉建屋天井クレーン補巻きに一時的な動作不良（低速による巻上げ、巻下げ不良）が認められたため、当該クレーンを点検・修理	D	
19	6号機	所内ボイラサンプリングラックのドレンライン排水不良により、当該サンプリング装置のポンプ収納部に浸水が認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	
20	6号機	新燃料輸送において、輸送用新燃料収納箱（1箱）が、手順と異なる積載（トラックの荷台に前後逆に積載）をしていたことが認められたため、対応検討	C	
21	集中環境施設	タンクベント処理系タンクベントフィルタ（A）後置ヘパフィルタ差圧計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
22	集中環境施設	高圧圧縮設備局所排気放射線モニタに「下限動作」の警報発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
23	集中環境施設	プロセス建屋非管理区域2階給湯室排水配管より水のリーク（1滴／30秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
24	集中環境施設	シャワードレン処理系シャワードレンろ過器（A）に詰まりが認められたため、当該ろ過器を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで